

北陸地方非常通信協議会表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、非常通信協議会表彰規則及び会則第16条の規定に基づき北陸地方非常通信協議会（以下「地方協議会」という。）会長が行う表彰の基準及び手続きを定めることを目的とする。

（表彰基準）

第2条 表彰は、次に掲げる事由のいずれかに該当する個人または団体について行う。

- (1) 非常通信の実施に関して、特に推奨するに足りる功績のあった者
- (2) 非常通信協議会の業務の運営について、特に顕著な功績のあった者

（推薦）

第3条 地方協議会の委員は、以下の基準の下、表彰に該当すると認められるものがあるときは、別表様式により、会長に推薦するものとする。

＜基準＞

次のいずれか一つの事由に該当する個人又は団体を被推薦者として推薦すること。

- (1) 推薦年において発生した災害において、非常通信分野で顕著な活躍をし、災害対策に寄与したものの。
 - (2) 非常通信により人命の救助に寄与したものの。
 - (3) 地方協議会において、非常通信訓練等の協議会の活動に積極的に参加し、地方における非常通信計画の見直しに貢献したものの。
 - (4) 永年、非常通信分野において活躍してきたものの。
 - (5) その他、地方協議会で表彰に値すると認めたものの。
- 2 会長は前項の推薦があった場合は、これを表彰審査委員会に付議することとする。
- 3 事績の対象期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
ただし、長期にわたる協議会への貢献を事績とする場合はこの限りではない。

（表彰審査委員会）

第4条 地方協議会に表彰審査委員会を設け、会長からの付議を受けて、表彰を受ける者を選考する。

- 2 表彰審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長は、会長とする。
- 4 委員は、常任幹事をもってあてる。
- 5 選考は、出席委員の過半数の賛成により、決定する。
- 6 審査基準は次のとおりとする。
 - (1) 推薦基準との適合性

- (2) 非常通信協議会における表彰実績
- (3) 推薦年における非常通信協議会訓練への協力状況
- (4) 適切な推薦者からの推薦の有無

(表彰)

第5条 表彰は、表彰審査委員会の決定を受け、会長が次のいずれかを贈ることにより行う。

- (1) 表彰状（協議会構成員である場合）
- (2) 感謝状（協議会構成員でない場合）
- 2 表彰には、副賞を加授することができる。
- 3 表彰は、原則として総会の際に行う。
- 4 (削除)

附則

- 1 この規程は、平成2年4月19日から実施する。
- 2 この規程は、平成7年5月30日から改正実施する。
- 3 この規程は、平成11年6月18日から改正実施する。
- 4 この規定は、平成13年6月22日から改正実施する。
- 5 この規定は、平成14年6月21日から改正施行する。
- 6 この規定は、平成18年6月21日から改正施行する。

北陸地方非常通信協議会会長 殿

北陸地方非常通信協議会表彰への推薦調書

推薦者 機関名

委員名

印

項 目	内 容										
1 個人・団体の別 (該当事項に○印を付けること)	今回の被推薦者は、 個人である / 団体である										
2 被推薦者の 氏 名 (団体名)	<p>◆個人の場合にのみ記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>ふりがな 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属・役職名 (電話番号)</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆団体の場合にのみ記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>ふりがな 団 体 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな 代表者の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の 役職名</td> <td></td> </tr> </table>	ふりがな 氏 名		所属・役職名 (電話番号)		ふりがな 団 体 名		ふりがな 代表者の 氏 名		代表者の 役職名	
ふりがな 氏 名											
所属・役職名 (電話番号)											
ふりがな 団 体 名											
ふりがな 代表者の 氏 名											
代表者の 役職名											
3 被推薦者の 住 所 (所在地) 電話番号											
4 被推薦者の被表彰歴 (部内・外を問わない)											
5 推薦者の推薦根拠 (具体的に記入すること)											
6 備 考											

注 1 個人の場合は略歴を、団体の場合は組織等の概要を示す一般的な資料を添付すること。

2 事績を証明する資料（活動状況の詳細がわかるもの）を添付すること。

3 備考欄には、必要に応じて、本推薦に際して特別に申告したい事柄を記入すること。